道内炭層エネルギー等利活用促進事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　道内炭層エネルギー等利活用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、「北海道補助金等交付規則」（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）及び「北海道補助金等交付規則の運用について」（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は、環境負荷の低減に資するクリーンコールテクノロジーの実用化に向けた実証事業に対して予算の範囲内において補助を行い、道内炭層エネルギー等の有効活用を促進し産炭地域の活性化を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる事業者は、道内産炭地域の炭層（炭層そのもののほか、炭層に含まれる資源、炭層に設けられた坑道等の資産を含む。）を活用し、エネルギー利用等を行うクリーンコールテクノロジーの実用化に向けた実証事業を行う市町村又は市町村と法人・任意団体若しくはその他知事が適当と認めた者で構成された共同体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

２　市町村が単独で補助事業者になろうとする場合にあっては、実証事業に関する知見を有する法人・任意団体若しくはその他知事が適当と認めた者と協定を締結するなど、事業効果が高まるよう連携して取り組まなければならない。

３　コンソーシアムを構成するに当たっては、別に定めるところにより、「コンソーシアム協定書」を締結しなければならない。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるクリーンコールテクノロジーの実証事業とする。

（１）　炭層メタンガス生産・利活用技術
（２）　石炭地下ガス化技術
（３）　二酸化炭素回収・利用・貯留技術
（４）　露頭炭と地域バイオマス等の混焼技術
（５）　その他知事が認める技術

（補助対象経費、補助率及び限度額）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に必要な次の表に掲げる経費とする。

また、補助率及び限度額についても同表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	限度額
賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他知事が特に必要と認めた経費	補助対象経費の２分の１以内	３千万円

（事業計画の作成）

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、知事が指定する期日までに、事業の内容等を記載した事業計画書（別記第１号様式）を作成し、知事に提出するものとする。

（審査会の開催）

第７条　知事は、前条の規定により事業計画書の提出があったときは、審査会を開催し、意見を聴取する。

２　審査会においては、事業計画書について、次の観点で審査を行うものとする。
（１）　当該地域の石炭資源の状況について十分に把握した上で、石炭資源活用の可能性があると見込まれるものであるか
（２）　事業の構想、実施体制や地域・関係機関との連携状況等から、当該技術の実用化の可能性があると見込まれるものであるか
（３）　地域経済の活性化効果や道内への波及効果が高いと見込まれるものであるか

（事業計画の認定）

第８条　知事は、前条の規定により聴取した審査会の意見を踏まえ、事業計画の認定の可否を決定するものとする。

２　知事は、前項の場合において必要があるときは、事業計画に意見を付して認定を行うことができる。

３　知事は、事業計画を認定したときは、事業計画書を提出した補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第９条　事業計画の認定を受けた補助対象者は、知事に対し、別に指定する期日までに、補助金等交付申請書（経済第１号様式（平成25年北海道告示第10329-22号に定める告示様式をいう。以下「経済第〇号様式」について同じ。））に、次に掲げる書類を添付して、補助金の交付を申請するものとする。
（１）　事業計画書（経済第２号様式）
（２）　事業計画書（経済第４号様式）
（３）　補助金等交付申請額算出調書（経済第７号様式）
（４）　経費の配分調書（経済第１０号様式）
（５）　事業予算書（経済第１１号様式）
（６）　資金収支計画書（経済第２３号様式）
（７）　その他知事が別に指示する書類

２　前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第10条　知事は、前条第１項の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該補助金等交付申請書等の審査等により適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請を行った者に通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第11条　前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同条の規定による補助金の交付の決定があった事業（以下「補助事業」という。）を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、経済第１４号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならない。

（事業遅延等の報告）

第12条　補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、経済第１５号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書を提出して、知事の指示を受けなければならない。

（補助事業の経費の配分の変更）
第13条　補助事業者は、補助事業の経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第１２号様式による補助事業等変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助対象経費の費目間における２０パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

（補助事業の内容の変更）
第14条　補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第１２号様式による補助事業等変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助事業の目的に変更をもたらすものでない場合で、その事業費の２０パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

（補助金の概算払）
第15条　補助事業者は、規則第９条第２項に定める補助金の概算払を受けようとするときは、経済第１６号様式による補助金等概算払申請書に最新の資金収支計画書を添付し、概算払を受けようとする月の１０日までに知事に提出しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）
第16条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
２　補助事業者は、取得財産等で取得価格又は効用の増加額が５０万円以上のもの（以下「処分制限財産」という。）について台帳を設け、管理状況を明らかにしなければならない。
３　補助事業者は、処分制限財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、別記第２号様式により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の完了の日の年の翌年から起算して１０年（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数が１０年未満のものにあっては当該耐用年数）を経過した場合、又は交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでない。
４　取得財産等の処分により収入があるときは、知事はその収入の全部又は一部を道に納付させることができる。

（産業財産権等に関する届出等）
第17条　補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録、意匠登録、著作権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業実施年度又は補助事業実施年度終了後５年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後３０日以内に別記第３号様式により知事に届け出なければならない。

（補助金の実績報告）
第18条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了日若しくは廃止の承認を受けた日から３０日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の３月１０日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（経済第１９号様式）に次に掲げる書類を添付して補助金の実績を報告するものとする。
（１）　事業実績書（経済第２号様式）
（２）　事業実績書（経済第４号様式）
（３）　経費の配分調書（経済第１０号様式）
（４）　補助金等精算書（経済第２０号様式）
（５）　事業精算書（経済第２２号様式）

（６） 処分制限財産台帳の写し
（７） その他知事が必要と認める書類

（消費税等）
第19条　補助事業者は、前条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
２　補助事業者は、前条の実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第４号様式によりその金額（実績報告において、前号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月３０日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

（帳簿及び書類の備付け）
第20条　補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別できるようこれを整理しておかなければならない。
２　前項の帳簿及び書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

（事業の実施状況の報告）
第21条　補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度以降５年間、毎会計年度終了後３０日以内に、当該補助事業に係る過去１年間の事業の実施状況について、別記第５号様式により知事に報告しなければならない。
２　知事は、必要に応じて、補助事業者に対して、前項の報告に係る資料の提出を求め、現地を調査することができる。
３　補助事業者は、第１項の報告に係る証拠書類を、当該報告書の内容に係る会計年度終了後２年間保存しなければならない。

（補助金の交付の条件）
第22条　補助金の交付の決定に当たっては、「補助金等に係る標準様式の設定について」（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）第１号様式に定める交付の条件のほか、第１３条、第１４条、第１６条、第１７条並びに前条第１項及び第３項の条件を付すものとする。

附　則
この要綱は、令和４年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は、令和７年４月１日から適用する。

別記第１号様式

道内炭層エネルギー等利活用促進事業 事業計画書

年　　月　　日

北海道知事　様

道内炭層エネルギー等利活用促進事業費補助金交付要綱第６条に基づき次のとおり事業計画書を提出します。

１　事業名等

事業の名称	
事業者の名称	

２　作成者の概要

（市町村又はコンソーシアム代表者）

名　　称				
所　在　地				
業　　種		資本金		
従業員数	一般被保険者又は従事者　　人 （うち　臨時雇用・パート　　人）			
主な事業内容				
設立年月日及び沿革				
連絡担当者	所　属		役職氏名	
	電　話		FAX	
	E-mail			

（コンソーシアム構成員）

名　　称			
所　在　地			
業　　種		資本金	
従業員数	一般被保険者又は従事者　　人 （うち　臨時雇用・パート　　人）		
主な事業内容			
設立年月日及び沿革			

注１）構成員が２者を超える場合には欄を増やして記入してください

注２）コンソーシアム協定書の写しを添付してください

３　事業の内容

（１）補助金の交付を受けようとする事業の内容

※事業が複数年度にわたる場合は事業の全体像及び本年度の実証の内容、規模、到達目標等について記載してください。

（2）事業を実施しようとする地域の石炭資源の状況

※石炭資源（石炭そのものの他、炭層、坑道等の資産を含む。）の状況について記載してください。

（3）事業の実施体制

※市町村又はコンソーシアム内での役割分担、人員配置等について記載してください。

（4）地域・関係機関との連携の状況

4　事業のスケジュール

事業項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

5　事業費

（1）補助事業に要する経費　　円

（2）補助金交付申請予定額　　円

（3）補助事業者負担額　　円

（4）補助事業の経費の配分

項目	区分	内　容	補助事業に要する経費	負担区分		備考
				補助金交付申請予定額	補助事業者負担額	

（5）事業請負の選定方法

※工事請負業者の選定方法について記載してください。

（6）予算措置又は財政基盤の有無

※民間事業者においては、直近2期分の財務諸表（損益計算書、賃借対照表）を添付してください。

（7）処分制限財産の管理方法

※補助事業により取得した処分制限財産の管理方法について記載してください。

6　事業の継続性・持続性や将来展望

（1）事業継続のための取組等

※事業を継続していくための取組や、将来的な構想などについて記載してください。

7　事業により期待される効果

（1）地域への効果

※雇用・産業創出、地域活性化等の地域への効果について記載してください。

（2）他地域への波及効果

※道内他地域への波及効果について記載してください。

（3）環境負荷軽減効果

※事業の実施により軽減される環境負荷等について記載してください。

※添付書類

(1) 決算書（直近２期分）（事業報告書、貸借対照表、損益計算書等）
(2) 法人の場合は定款及び商業登記法第10条に規定する登記事項証明書
(3) コンソーシアムの場合、協定書（別に示す「コンソーシアム協定書（案）」を参考とすること）の写し
(4) 当該事業計画に関する特許、実用新案、意匠登録、プログラム著作権等を取得又は出願している場合はその書類の写し（出願番号又は登録番号及び技術の概要がわかるもの）
(5) 会社案内等のパンフレット
(6) その他の事業計画に関して参考となる書類

別記第２号様式

道内炭層エネルギー等利活用促進事業費補助金により取得した処分制限財産の処分承認申請書

年　　月　　日

北海道知事　様

（市町村又はコンソーシアム名）

（届出者）所　　在　　地
名　　称
代表者職・氏名

申請財産名

道内炭層エネルギー等利活用促進事業費補助金により取得した上記財産について、別紙のとおり処分したいので、道内炭層エネルギー等利活用促進事業費補助金交付要綱第１６条第３項の規定により財産処分の承認を受けたく、申請いたします。

担 当 者（　　）
電話番号（　　）

別　紙

1　処分の理由

2　処分しようとする財産及び処分の方法

処分しようとする財産								処分の方法		
財産名	仕　様	数　量	交付決定日 及び番号	補助金確定 日及び番号	補助事業 完　了　日	取得価格	補助金額	目的外使用、譲渡、転用、不用処分の区別	処分予定価格	処分する相手方 住所・氏名 使用目的
						円	円		円	

別記第３号様式

年　　月　　日

北海道知事　様

（市町村又はコンソーシアム名）

（届出者）所　　在　　地
名　　称
代表者職・氏名

年度道内炭層エネルギー等利活用促進事業に係る産業財産権等取得等届出書

年　　月　　日付け資エネ第　　号指令により交付決定を受けた次の補助事業に関し、産業財産権等の取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、道内炭層エネルギー等利活用促進事業費補助金交付要綱第１７条の規定により、関係書類を添付して届け出ます。

記

１　補助事業名

２　種類（番号及び産業財産権等の種類）

３　産業財産権等の内容

４　相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

５　添付書類
産業財産権等の取得（譲渡、実施権の設定）を証する書類の写し

担 当 者（　　）
電話番号（　　）

別記第４号様式

年　　月　　日

北海道知事　様

（市町村又はコンソーシアム名）
（届出者）所　　在　　地
名　　称
代表者職・氏名

補助金に係る消費税等仕入控除税額について

年　　月　　日付け資エネ第　　号指令で補助金の交付決定を受けた　　事業について、同指令条件第　　項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

１　補助金の確定額　　金　　円

２　補助金の確定時における消費税等仕入控除税額　　金　　円

３　消費税及び地方消費税の確定申告に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額　　金　　円

４　要補助金返還相当額（３－２）　　金　　円

（注）　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・消費税確定申告書付表２「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の内訳を記載した書面
・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセント以下であることを確認できる資料

５　当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
〔　　〕

（注）　消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６　当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載
〔　　〕

（注）　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が５パーセントを超えることを確認できる資料

別記第５号様式

年　　月　　日

北海道知事　様

（市町村又はコンソーシアム名）

（届出者）所　　在　　地
名　　称
代表者職・氏名

年度道内炭層エネルギー等利活用促進事業に係る事業実施状況報告書

年　　月　　日付け資エネ第　　号指令により交付決定を受けた次の補助事業に関し、　　年度の関連する事業の実施状況や検討状況について、道内炭層エネルギー等利活用促進事業費補助金交付要綱第２１条の規定により、次のとおり報告します。

記

１　補助事業名

２　事業の実施状況と今後の見通し
※事業の実施状況と今後の見通し、検討状況等について記載してください。

３　産業財産権等の譲渡又は実施権の設定　　有　・　無

４　添付書類
産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及び補助事業の実施結果の他への供与に係る関係書類等の写し　※該当する場合のみ

担 当 者（　　）
電話番号（　　）